

アメリカ合衆国の判例における「宗教概念」の変遷

“ Definition of Religion ” in the First Amendment to American Constitution.

法学研究科法律学専攻博士前期課程修了

岡 本 八 潮

Yashio Okamoto

はじめに

近年、アメリカ合衆国（以下米国）は国民の価値観の多様化によって揺れ動いている。米国に限らず、価値観の多様化は近年世界中で見られるが、米国で特に懸案事項となっている背景には、建国時の理念がその根底にある。

米国は国家として成立する以前は13の植民地の連合体であった。その植民地の連合体は相互に利害対立を抱えており、分裂の危機を迎えたこともあった。しかし、経済や社会政策等の社会的な利害をも越えた、共有する価値観によって結束を固めてきた。それは、“神のための理想の国家を建設する”という建国時からのキリスト教的な価値観である。一般に「キリスト教原理主義」とも呼ばれるが、米国は、この思想によって1つのアイデンティティーを形成し、発展してきた。しかし、1970年代には、世俗的ヒューマニズム（Secular Humanism）¹の台頭や、移民増加によるキリスト教以外の宗教の流入によって価値観の多様化が進んだために、建国以来のアイデンティティーを保つのが困難となった。

その流れは現在まで続いており、米国の結束を支えたキリスト教原理主義による、いわゆる“アメリカ人”としてのアイデンティティーは喪失しつつあるようにも思われる。しかし、その一方で再びキリスト教原理主義へ回帰する動きがある。代表的な例として、キリスト教右派の指導者であったパット・ロバートソン²（Pat Robertson）によって設立されたキリスト教連合（Christian Coalition）が社会的に大きな力を持ち、国政を左右する勢いを持っている。このキリスト教原理主義者の支持を得られるかどうかは、大統領選挙の勝敗を決するとも言われている。このように、ここ数年の米国には、伝統的なキリスト教的価値観と、後に流入してきたリベラルな価値観との思想的対立が存在する。

訴訟の世界でも、この2つの思想背景を象徴するかのような判例が存在する。それは、米国の小中学校において慣例となっている星条旗に対する「忠誠の誓い」の合憲性が争われた裁判である³。米国連邦第9巡回区控訴裁判所（サンフランシスコ連邦高裁）の判決であるが、「誓いの中の”神のもとに”（Under God）という表現が政教分離を定めた合衆国憲法修正第1条の国教樹立禁止条項に違反し

ている」というものである。

この判決の影響は非常に大きく⁴、大統領や連邦議会が再審理を求めていた。そこで再審理が行われた結果、「無神論の人に、そのような信仰を押し付けることは承認できず、国家は宗教的には中立であるべき」として再び違憲判決が下された⁵。そのため、本件は合衆国連邦最高裁（以下連邦最高裁）で審理が行われることとなった⁶。

この訴訟では、合憲性の判断基準として「宗教」の解釈基準に言及している。この「宗教」の解釈基準をめぐっては過去にも多くの訴訟が提起されてきたが、その基準は時代背景に追随した形で示されてきたため、いまだに決定的なものはない。

当初、連邦最高裁は「宗教」の解釈基準を示すことに消極的であった。それは、司法は「宗教」を定義する権限を与えられておらず、また司法が「宗教」を定義すること自体が信教の自由を侵害してしまう可能性があるという懸念を持っていたからである⁷。もちろん、そのような観点も否定は出来ないが、権利の対立が存在する以上、司法判断が不可欠であり、修正第1条における「宗教」の解釈基準を示す事は、修正第1条の目的である宗教的少数者の保護を実質化するために意義のあることである。

そこで本稿は、米国の判例において修正第1条にいう「宗教」の概念がどのように変遷してきたのかを検討し、今後いかなる判断が信教の自由を確保するために必要であるか考察する。

・判例における「宗教概念」の変遷

米国憲法では、修正第1条（First Amendment）の「国教樹立禁止条項」（Establishment Clause）と「宗教の自由な活動条項」（Free Exercise Clause）によって信教の自由が保障されている。

修正第1条に基づく訴訟でその争点となってきたものの多くは、「宗教」の解釈基準である。この解釈基準が明確ではないために、何が憲法上保障されるものであり、何が憲法上違憲な行為であるのかといった判断がわかれきた。

連邦最高裁が「宗教」の解釈に消極的なことは冒頭で触れたが、修正第1条にいう「宗教」の概念を把握し、ある程度の基準が示されなければ、逆に保障の範囲が不明確となり修正第1条そのものの存在意義がなくなる恐れがある。なぜなら、修正第1条の目的は信教の自由を確保し、宗教的少数者を保護する事にあるので、基準がなく恣意的な解釈を許すようなことがあっては、逆に信教の自由を侵害するという逆効果をもたらしてしまうからである。そのため、連邦最高裁は様々な試みで「宗教」の定義づけを行ってきた。

1．有神論的宗教概念

当初、連邦最高裁は修正第1条における「宗教」の解釈基準を、建国時の背景に影響を受けながら、

キリスト教的有神論の立場で論じていた。以下の判例は19世紀のものであるがその傾向が顕著に現れている。

(1) *Reynold v. United States* (1879).⁸

本件は、当時ユタ準州（Utha Territory）で設立されたモルモン教会（Church of Jesus Christ of Latter-day Saints）の会員が、重婚の禁止を定めた連邦法⁹に違反するとして有罪の判決を受けたことを不服として争った事件である。原告は、モルモン教の一夫多妻の教義に基づいて2人の女性と婚姻関係にあった。

この裁判における原告の主張は、モルモン教の教義に基づく重婚は修正第1条の宗教の自由な活動条項によって保障されるものであるということである。本件は、直接に「宗教」の概念を争点とした訴訟ではないが、修正第1条で保障される「宗教の自由な活動」とはいかなるものかを論ずるにあたって、連邦最高裁は「宗教」の解釈基準に言及している。

法廷意見を記したWhite判事は、憲法の起草者であるジェファーソンの言葉を引用し、「宗教は人とその信じる神との間の事柄であって、人はその信仰もしくは礼拝に関して他の何人にも釈明の義務があるわけではなく、また政府の立法権はただ行為に及ぶべきであって思想には及ばない」¹⁰と述べている。一方で、「宗教の自由な活動は信念に関しては禁止されることはないが、行為に関しては禁止される」¹¹として宗教の自由な活動にも、一定の制限がなされることを示している。そして、原告の主張するモルモン教の教義に基づく重婚は、宗教的信念が信念に留まらずに行為として現われたものであり、修正第1条の認める宗教の自由な活動として保障に値するものではないと結論している。

また同じく法廷意見の中では、「宗教は人とその信じる神（God）との間の事柄」であると論じられており、「宗教」の概念をあくまでも「神」の存在を前提とした有神論思想に立脚して捉えていることがわかる。

(2) *Davis v. Beason* (1890).¹²

上記*Reynold*判決と同様の連邦法に基づいて、各州でも重婚者の市民権を制限する法律が制定されていた。ユタ準州内では、公職者の就任に対して連邦政府を介入させて審査する政策が採られ、重婚支持者には公職は与えられなかった¹³（つまり、公職者から一夫多妻の教義をもつモルモン教徒を排除する政策）。さらに同法によって、教会（モルモン教会）が一夫多妻の教義を維持し実践するならば、法人組織は政府によって解体され宗教活動以外に用いる土地や建物は連邦政府によって没収できると規定されていた¹⁴。

同様にアイダホ州も州法によって、「重婚を実践する者から選挙権を剥奪」すると定められていた。*Davis*判決は、このような背景のもとで争われた事件である。

モルモン教徒であった原告は一夫多妻の実践者であったが、州法の規定を破り選挙人¹⁵に就任した

ことによって有罪とされた。

法廷意見の中でField判事は、修正第1条で保障される信教の自由は「いかなる干渉も許されるものではない」¹⁶として宗教の自由な活動条項で保障される行為の範囲を広く示しながらも、「[修正第1条は]社会の安寧と善良な秩序および道徳と相容れない行為を処罰するための法律から[重婚のような行為を]保護するための訴えどころとなりうると考えられたことはない」¹⁷また、「宗教の実践がいかに自由であるとはいってもそれは国の刑事法に服さねばならない」¹⁸と論じ、公序良俗による一定の制約を受けることを示している。

また、修正第1条に基づいて保障される「宗教」の解釈基準にも言及している。法廷意見では、「『宗教』という用語は人と創造主との関係についての見解およびこれらの関係が押し付ける創造主の存在と属性とに対する崇拜義務とその意思への服従義務にかかわるものである」¹⁹と論じている。

このDavis事件において、最高裁が「宗教」に言及した基準は明らかに前掲のReynold#判決と同様であり、両判決はキリスト教に基づく有神論的宗教概念に依拠している²⁰。極端な表現を用いると、両判決は、「宗教」の法的解釈基準というよりは、むしろ西欧キリスト教の道徳観念にその基準を置いている。

しかし20世紀中葉には、この有神論に基づく「宗教」の概念も変遷を示すようになる。以下に示す判例は、結論としては連邦最高裁が有神論的宗教概念を維持していることを確認するものではあったが、反対意見の中で「宗教」の概念を、より幅広く捉えようとする見解が示されている。

(3) United States v. Macintosh (1931).²¹

本件は、良心的兵役忌避行為の可否が争われた事件である。当事者Macintoshは、合衆国の市民権の取得を申請したが、兵役忌避者であることを理由に申請を拒否された。争点は、当事者の良心的兵役忌避行為が、修正第1条に基づき保障される「宗教の自由な活動」に該当するか否かであった。

当時の米国徴兵法²²には、「宗教的な信念」に基づいて兵役を忌避する者は、兵役免除を受けることができる」と規定されていた。Macintoshは、兵役忌避行為は自らの「信念」に基づくものであり、徴兵法で認められる権利であると同時に、修正第1条によって憲法上の権利としても保障されるものであると主張した。本件で主張された「信念」が「宗教的」なものに基づいていたならば、あきらかに修正第1条によって憲法上の権利として保障されていたであろう。

しかし、本件で主張された「信念」は「宗教的」なものではなく「非宗教的な良心」に基づくものであった(このことは当事者も認めているところである)。法廷意見は、修正第1条によって保障されるのは、宗教的な信念が命ずる行為に限定される²³と論じ、本件の「信念」は修正第1条の保障の範囲外であると判決を下した。また、同じく法廷意見は、宗教の概念を「宗教の本質(Essence)はいかなる人間との関係から生じるよりも優先的な義務を含む神(God)への関係における信念である」²⁴と論じ、修正第1条にいう「宗教」を「神」の存在を前提として捉えて、依然として有神論的宗教概

念を維持している。

一方、反対意見は、「宗教」の概念を新たな基準で捉えていた。Hughes判事は、「道義的、健全な政策は共に国家に対して個人の良心を犯すべきではないと要請している。(中略)人間の道徳や精神的性質における誠実さは、非常に重要で肝要なものであるので(中略)道義的、社会的価値を犯すことがあってはならない。国家保全の政策として、個人の良心を冒す国家は、最終的には国家そのものを失うであろう」²⁵と論じ、「宗教」の概念を偏狭な概念で捉えるべきではないと主張した。

2. 類似性による主観的アプローチ

Macintosh判決以降、米国社会は価値観が極めて多様化する時代を迎える。その社会に対応すべく、連邦最高裁はMacintosh判決におけるHughes判事の反対意見で示されたように、宗教の概念を広く捉える傾向を示すようになる。

(1) Torcaso v. Watkins (1961).²⁶

本件は、メリーランド州憲法が「神の存在に対する信仰の表明」を公務員の就任にあたって要求していることの合憲性が争われた事件である²⁷。同憲法が「告白の表明」を課していることは、「神の存在を前提としない信仰」を持つ者に対して、実質的に不利な立場を強いるものであり、米国憲法で定める修正第1条の宗教の自由な活動条項に違反していると主張された。

法廷意見でBlack判事は「神の存在に信仰の基礎を持つ宗教を助長し、これとは異なるものに基礎を置く宗教を不利な立場におくことは許されない」²⁸と述べ、上記のMacintosh判決等で示されてきた、神の存在を前提とした、「宗教」の有神論的位置付けを放棄するに至った。

この見解は“有神論を基礎に置く信仰”(この場合はキリスト教が中心)以外の信仰体系も、米国憲法のもとで保障されるべきものであることを明確に示している。さらに、この判決は脚注で「この国の宗教の中で、一般に神の存在を前提とした信仰ではない宗教として、仏教、道教、倫理教育、世俗的ヒューマニズムおよびその他のものがある」²⁹と具体例を引用して、“キリスト教的有神論に基礎を置かない信仰”も修正第1条によって保障される「宗教」であると明確に示している。この判決は、米国における「宗教」の概念の捉え方に大きな転機をもたらした。そして、この判決にみる傾向は、その後大きく拡張され、さらに明確なものとなる。

(2) United States v. Seeger(1948).³⁰

当時、米国の一般軍事教練徴兵法³¹6条J項³²は、良心的兵役忌避者(Conscientious Objection to Participation in War)は兵役の免除を受ける事が出来ると規定していた。具体的には、「宗教的な修練と信念」(Religious Training and Belief)によって抱かれる平和主義の思想によって、兵役行為を自ら辞退するものに対しては、兵役を免除すると定められていた。本件は、宗教的土台のない平和主

義者が、この6条J項によって兵役の免除を受けることが出来るか否かが争われた事件である³³。

争点は、6条J項における「宗教的な修練と信念」の解釈基準であるが、当事者Seegerは法廷で「至高の存在に対する信仰」(Belief in a Supreme Being)の有無については留保したいと述べ、また「神の存在に対する懐疑あるいは不信仰」(skepticism or disbelief in the existence of God)を容認し、神の存在を前提とした信仰には懐疑的であると述べた。

法廷意見でClark判事は6条J項で定める「宗教的な修練と信念」を、「いかなる人間において生ずる関係よりも優先する義務を要する、至高の存在(Supreme Being)との関係における信念」³⁴と定義した。さらに「議会在[6条J項を制定するにあたって]『神』という表現の代わりに『至高の存在』の表現を用いたのは、すべての宗教を受け入れるためであるが、本質的に政治的、社会学的、哲学的なものを含んではない³⁵と論じ、6条J項にいう「宗教的な修練と信念」には、「本質的に政治的、社会学的、哲学的な主張あるいは単に個人的な道徳律は含まれない」³⁶と結論づけた。

この定義では、6条J項で定められる「宗教的」の前提として「神」や「絶対者」³⁷の存在を予定している³⁸こととなる。つまり、「神」や「絶対者」の存在がないところに「宗教的な修練と信念」は生じないと捉えていることがわかる。

しかし、判決では「至高の存在との関係において、誠実で有意義な所定の信念が、『神』に対する正当な信念で満たされているのと同様の位置を占め、[またそれらと同様の位置が]その信念を有するものによって保たれている所に至高の存在との関係があり、他人がそうではないということが出来ない」³⁹と論じ、当事者の兵役免除を認めている。

つまり、「誠実で有意義な所定の信念」を保持することによって、「至高の存在との関係」が生じるのであって、「神」や「絶対者」の存在を予定していなくとも、それら誠実な「信念」は信仰と同位置を占めるものであるとしている。さらに、「宗教」の解釈基準では「至高の存在」との関係で個人の「主観」を重視していることがわかる。

この連邦最高裁の「宗教」の概念に対するアプローチは、個人の持ち合わせるそれぞれの「信念」がみずからの中で「宗教」と同等のものとして機能しているか否かという“宗教との類似性”を比較して、「宗教」の概念に対して、いわば「主観的」、「機能的」なアプローチを示したものである。

本件で、当事者自身が自己の信念を「非宗教的」なものであると認めているにもかかわらず、「宗教的な修練と信念」を所持する良心的兵役忌避者として兵役免除を認めたことは「本質的に政治的、社会学的、哲学的な主張あるいは単に個人的な道徳律は含まれない」としながらも「信念」を「宗教」との類似性に着目して「宗教」として類推していると考えられる。

(3) Welsh v. United States (1970).⁴⁰

上記Seeger判決で、「宗教」の概念を、宗教との類似性から定義した連邦最高裁は、その定義を援用して、さらに「宗教」の概念を幅広く捉える判決を下した。本件はSeeger判決と同様に、良心的兵

役忌避の可否が争われた事件である。

Black判事は法廷意見で、「すべての戦争に反対するという、誠実であり、また有意義な信念は、宗教の伝統的あるいは偏狭的な概念より限定される必要がない」⁴¹と論じた。さらに「今日または過去における多数の宗教の大部分は、何が正しくまた何をなさなければならないか、あるいは何が悪でありそしてそれを避けねばならないかという規範意識を示してきた至高の存在（Supreme Being）あるいは、至高の實在（Supreme Reality）の考えを具体化してきた。もし個人が、純粹に倫理上そして道徳的な根源や満足から来る、心から深い信念を持ち、その信念がいかなる時、いかなる戦争に参加することに対しても、それを拒否する思想を課するのであれば、その信念はあきらかに伝統的宗教のように、その個人の生活において『神』によって満たされているのと同様の位置を占める。なぜなら、その信念は個人の生活において宗教として機能するからである。このような個人は6条J項のもと、伝統的な宗教信念から良心的徴兵忌避を導くものと同じく、『宗教的』な良心的兵役忌避を与えられている」⁴²と述べている。

このように本件ではSeeger判決において「本質的に政治的、社会学的、哲学的な主張あるいは単に個人的な道徳律は含まれない」と限定されたものを取り払い、道徳的さらには哲学的な信念までもが6条J項にいう「宗教的な修練と信念」と同価値であると明確に認めている。そして6条J項が要求する「宗教的な修練と信念」とは「信念」が宗教的であれ、非宗教的であれ「宗教としての役割を果たす」⁴³ことであると論じている。Seeger判決と同様に、「宗教」の概念を既成の宗教形態と比較し、「主観」を重視した「機能的」なアプローチから定義して捉えていることがわかる。修正第1条の制定理念から考慮するとき、この「機能的」アプローチは「主観」を重視している点で評価できるものである。

3．類似性による形式的アプローチ

類似性による定義づけで「宗教」の概念を広義に捉えてきた連邦最高裁は、その後の解釈で、ある程度限定した解釈を行うようになった。それは、広範に主張されるようになった「宗教」を「外観」や「形態」から既成宗教の枠組みに「形式的」に当てはめようとする定義づけである。当時、米国はベトナム戦争へ参戦しており、反戦の社会的機運が高まりを見せていた。「宗教」の概念をある程度狭義に解釈するようになった背景には、行政に対する司法の気遣いがあったように考えられる。「宗教」の概念が広義に捉えられ続けていくなれば、反戦運動を助長することになり、国家政策の遂行に支障をきたすという懸念があったからではなからうか。

(1) Gillette v. United States (1971).⁴⁴

本件はSeeger、Welsh両判決同様に「良心的兵役忌避」が認められるか否かが争われた訴訟である。構造的に違うところは、原告が兵役忌避の理由として良心的なもの他に「ベトナム戦争そのものが

不正であるために、それに対する徴兵は違憲である」⁴⁵と主張したことである。

本件の法廷意見で、Marshall判事は「[原告らの]ベトナム戦争における戦闘行為への反対は良心に基づくものであるが、それは戦争一般をさすものではない。[原告らの]反対は[6条J項にいう]宗教的な修練と信念による戦争参加への反対のいかなる形式のものでもないので、法令による免除から除外される」⁴⁶と述べ、原告の主張を退ける判決を下した。

また、選択的な徴兵制度として6条J項が兵役免除を認める者として、「宗教的」な良心の保持者と限定していることは、信仰の有無によって徴兵忌避の可否が決定されるので違憲であるとの原告の主張に対しては、「議会在、『ある特定の戦争』の参加に対して良心的、宗教的な理由で反対しているものを徴兵することには修正第1条における宗教の自由な活動条項に抵触しない。なぜなら徴兵法は、宗教的慣例や修練を干渉するように計画されてはいなく、また信仰的立場を不利にすることもない。よって、『ある特定』の戦争に対する反対者における影響は限定的で適切な[兵役]免除の公平な体制を維持し、軍の目的に必要な人的資源を確保するという本質的な政府の権益によって正当化されている」⁴⁷と述べ、選択的な徴兵制度が修正第1条における宗教の自由な活動条項に違反していないことを確認している。

つまり本件は、“戦争一般”に対する良心的兵役忌避は認めるが、すべての戦争に反対するわけではなく、“ある特定の戦争”(A Particular War)のみに反対し、良心的に兵役を拒むことは6条J項が保障する良心的徴兵忌避者とは認めることができないという判断である(この場合の特定の戦争とはベトナム戦争のことを指している)。

しかし、この判決に対してDouglas判事は、法廷意見に賛成したBlack判事への批判も含めた反対意見を述べている。

Douglas判事は、「ベトナム戦争への兵役忌避者の信念は[6条J項という]法令による免除が要求される良心的事項としての誠実さがあり、また本物であることには疑いがない。なぜなら良心や信念は修正第1条における言論の自由、信仰の自由の主要な構成要素であるからである」⁴⁸と論じている。また、一方で「この法令は、その不当な差別によって修正第1条のもと根本的に決定力のないものである」⁴⁹と述べ、法廷意見のような解釈がされたならば、6条J項の意図することも違憲の疑いが強くなると述べている。さらに、「この法令は、良心の呵責を感じるような人々に対するよりも、宗教的な人々に対して好意的であるという不当な差別を示している」⁵⁰とも述べている。

これは、原告の「ある特定の戦争」に良心的呵責に基づいて反対し、兵役を忌避するという「信念」が、兵役免除を与えられる条件として6条J項によって要求される「宗教的な修練と信念」と同等の価値があることを認める見解である。

またDouglas判事は、かつてのBlack判事の影響を引用しながらさらに法廷意見を批判している。Black判事はかつてZorach v. Clauson⁵¹判決の反対意見の中で「宗教的信奉者と無心論者が、もはや裁判上において法の下に平等の権利を与えられていなければ、修正第1条はその多くを失っている」⁵²

と述べている。

つまり、宗教を信仰するものと、信仰しないものとの間に法が平等でなければ、修正第1条はその存在意義の多くを失ってしまう恐れがあるとのことである。

この*Gillette*判決では、原告らの「信念」は「非宗教的」であることを自らも認めているところであり、「宗教的」な信念に基づいて兵役を忌避している場合には認められる兵役免除の特典を、「非宗教的」な信念であるということで認められていない。したがって、本件の場合に上記のBlack判事の言葉に従うならば、信仰する者と信仰しない者の間に不平等があることになる。

そもそも*Seeger*判決においてClark判事は「本質的に政治、社会そして哲学的なもの」を背景に置く良心は6条J項には認められないとしていながら、判決にあたって、それらから求められる信念が「いかなる人間関係から生じる義務よりも高次の義務」を有するとして徴兵の免除を認めている。この見解に従うならば、“ある特定の戦争”との関係によって生まれる「信念」と、“すべての戦争”との関係で生まれる「信念」との間に「高次の義務」の有無という相違が存在するのかどうか疑問が持たれるところである。

(2) *Wisconsin v. Yoder (1972)*.⁵³

その後、連邦最高裁は上記*Gillette*判決で展開された「宗教」の概念を支持する見解を示している。

本件は、アンマン派⁵⁴信徒が宗教上の理由によって、第8学年終了後の児童を公立学校に通わせることを拒否した事に対して、宗教的な理由による義務教育の免除が認められるか否かが争われた事件である。

Burger首席判事は法廷意見で「修正第1条の保障を受けるためには、その主張が宗教的信仰に根ざすものでなくてはならない。(中略)何人もその人独自の基準を作ることは許容され得ない。よって、もしもアンマン派信徒が、たとえばソロー(Thoreau)⁵⁵が社会的価値を拒絶してウォールデン湖畔(Walden Pond)に隠棲した如く、多数派によって受け入れられるその時代の世俗的価値について[自らの]主観的評価と拒否によって、そのような主張を行うのであれば、アンマン派の主張は宗教的な根拠に基づくものとはいえないであろう」⁵⁶と述べている。そして「ソローの選択は宗教的なものではなく、哲学的であり個人的なものである。そのような信念は修正第1条の宗教の自由な活動条項によって保護をうける要件を満たすものではない」⁵⁷との前提を示した上で、「アンマン派の伝統的な生活様式は、単なる個人的な好みの問題ではなく、深い宗教的確信の問題である。それは組織的な集団によって共有され、さらに日常生活に密接な関わりを持っている」⁵⁸と論じ、義務教育の免除を認めた。

本件におけるアンマン派の要求は、「宗教的」な信念に基づくものとして、その要求が修正第1条によって保障される「宗教的」な信念であると認定されるに至ったが、Burger首席判事の法廷意見が示しているように、ソローが示した信念のような「宗教的信念に基づくものではなく哲学的であり個人

的なもの」は、修正第1条によって保障される権利ではないとされており、修正第1条にいう「宗教」の概念を再び狭義に捉えていることがわかる。

これに対して個別意見を述べたDouglas判事は、「ソローを引き合いに出した、『哲学的、個人的な信念』は憲法上の保障を受け得ないとする連邦最高裁の見解は『宗教的な修練と信念』という文言の見解についてSeeger判決で示した見解と相容れない」と述べた上で「この判決は宗教について広い解釈を示したSeeger、Welshの両判決から後退がみられる」⁵⁹と明確に述べている。また、結論として「人種の多様性を反映する、多くの宗教や宗派が存在する国家となった我々にとって、Seeger、Welsh両事件で示された宗教の概念以外に、許容されうるものはない」⁶⁰としている。

(3) 小括

連邦最高裁は、宗教との類似性を比較して個人の中で、ある一定の信念が宗教として「機能」しているか否かという「主観」を考慮し「宗教」を広義に解釈する立場を示してきた。しかし、上記のGillette、Yoder両判決が示しているのは、単に「形式的」な面に重点を置いて既存の宗教形態との形式的類似性を比較したに過ぎない狭義の解釈である。連邦最高裁が、このように「宗教」の概念の解釈基準を後戻りさせるかのように狭義に解釈をするようになった背景には、先にも触れたように司法が行政に対して気遣いを見せたという側面が見てとれる⁶¹。司法の独立という立場からも、また解釈基準を示すという立場からも、社会背景に追随した判断はあまり好ましいものとはいえない。

・その後の展開

このように、有神論的立場の判断、類似性による主観的アプローチ、形式的アプローチと変遷を重ねてきた判例の立場であるが、その後の連邦最高裁は「宗教」の概念に統一的な判断を行っていない。広義に解釈した判例もあれば、有神論に立脚した極めて偏狭な判決も存在する。見方によっては、「宗教」の概念を判断するにあたって混乱している⁶²との考え方もある。

1 . Thomas v. Review Board of Indiana Employment Security Devison (1981).⁶³

本件は、インディアナ州職業安定法に基づき失業補償給付を申請したが、雇用委員会が給付を拒否したことの合憲性が争われた事件である。エホバの証人(Jehova's Witness)の会員である原告は、雇用工場の閉鎖に伴う部門移転により、鉄鋼板の製造から戦車の砲塔を製造する部門に配属された。しかし、原告は自らの宗教的信念から、戦車の砲塔は製造することを出来ないとして、自ら会社を辞職したという背景がある⁶⁴。

Burger首席判事は法廷意見で「宗教に根底を持つ信念のみが、宗教の実践に特別の保護を与える宗教の自由な活動条項によって保障されるものである」⁶⁵と述べ、「ある主張が著しく奇異な、その動機

が明らかに非宗教的なものであるとみなされる場合、それに対しては宗教の自由な活動条項による保障は与えられないと考えられる」⁶⁶という見解を示している。

上記の見解に従うのであれば、連邦最高裁は修正第1条のもとで保障される「宗教」を、あきらかにその「外観」や「質」を基準として判断しているように思われる。また、「著しく奇異な」という表現を使っていることからわかるように、多数者によって「宗教」としてみなされない宗教および宗派は、修正第1条による保障の対象外であることを示しているように思われる。

この見解では、個人の信念として抱かれた「宗教」というものを否定し“一般的”に認知された「伝統的な信仰体系を持つ宗教」のみが修正第1条の保障範囲とされる。これは、連邦最高裁が以前に採用していた有神論に基づく「宗教」の解釈に近いものである。一方、同判決では次のようにも論じられている。「信念が修正第1条の保障を受けるためには、それが他者にとって受け入れられうる筋の通った矛盾のないものであり、理解できうるものである必要がない」⁶⁷そして「当事者の信念がより教養のある人の用いるであろう明快さと正確さを備えていないことを理由に宗教的信念を事細かに分析することを裁判所がなしてはならない」⁶⁸とも述べている。

単なる信念や道徳律と「宗教」を識別するために用いられた見解であろうが、「明らかに宗教的とみなされるもの」⁶⁹の実践に基づいたものでなくてはならないと述べている一方で、「筋が通り理解しうることが必要がない」⁷⁰としている点で、宗教を形式の整った既存の宗教形態の範疇で認識しており、広義に解釈してきた「宗教」を狭義に解釈しようという試みがうかがえる。

2 . Lee v. Weisman (1992).⁷¹

本件は、公立学校の卒業式で行われる、「非宗派的な祈り」の合憲性が争われた事件である。法廷意見でKennedy判事は「祈りは非宗派的（Non-Sectarian）なものではあるけれども、拘束力のある祈りは、一般的に違憲として理解されている『国民の宗教』（Civic Religion）⁷²と同様である」として公立学校の卒業式における「祈り」を違憲と判断した。

さらに「[祈りは]良く知られてきたユダヤ、キリストの伝統を包含するものであり、他よりも多く信仰者を獲得してきたイスラエルの神を基準とするようなものである」⁷³と述べ、「この非宗派的な『祈り』は、非有神論的信念の保持者を排除するものである」⁷⁴と結論付けている。

つまり、拘束時間である公立学校の卒業式で「祈り」を行うことは、信仰を持たないものや祈りを前提としない信仰を持つものに、「祈り」という「宗教行為」を強要することであり、「祈り」の与える影響はユダヤ、キリストの神を促進⁷⁵（reference）することであると論じている。

卒業式で行われていた「祈り」は、個人の信念に基づいて祈りを捧げるとの形式ではあったが、連邦最高裁は、この「祈り」行為自体を「特定の宗教を助長し、他の信仰を圧迫するもの」と認識して、神の存在を前提とせずに個人の信念に信仰の基礎を置く者への配慮をみせている。

Kennedy判事は、結論で「人間の創造を超越した信条や信念が存在することを、すべての宗教が同

意するまでは、政府は特定のものを推進してはならない」と述べていることから、「信条」及び「信念」も既存の「宗教」と区別していないことがわかる。

*Gillette*判決以降、連邦最高裁は「宗教」を限定的に捉えようとする方向へと進んできたが、本件では、単なる「信念」や「信条」にも修正第1条による憲法上の保障が及ぶことを示し、「宗教」の概念を再び広く解釈している事がわかる。

．最後に

当初、連邦最高裁が「宗教」を定義するにあたって示した基準は、*Reynold*判決や*Davis*判決の法廷意見が示すようにキリスト教的有神論に基礎を置いたものであった(有神論的宗教概念)。その後修正第1条の理念である宗教的少数者の保護という観点から、*Seeger*、*Welsh*両判決で示されたように「信条が誠実に抱かれているものか」⁷⁶、「信念が事実上宗教的なもの」⁷⁷として機能しているか否か、そして「宗教的な役割を果たしているか」⁷⁸といったように「主観的」に宗教的であるならば、修正第1条による保障の対象とした(主観的アプローチ)。しかし、その後の判例では既存宗教形態との「形式的」な比較に過ぎないものが多い(形式的アプローチ)。このように判例が変遷を示してきた背景にはどのような意義があるのか。以下その意義について検討する。

1．定義の必要性

連邦最高裁は、「宗教」を定義することに躊躇してきたように思われる。冒頭でも触れたように、果たして連邦最高裁に宗教を定義する権限があるのかという疑問があり、また定義することによって信教の自由を侵害してしまうこともあり得るからである。また定義すること自体が修正第1条の国教樹立禁止条項に違反してしまうのではないかとの疑問もある⁷⁹。

しかし次のような事例を考えてみたい。例えば、宗教的信念がある行動を許さないのに、法がそれを命じる場合、あるいは、ある行動をしなくてはならないのに、その行為を法が禁じる場合などである。これらの場合に、憲法上の保障を超えて、それら行動を法が命じ得るのか、または禁止し得るのかという憲法の保障領域の判断をするにあたって、必然的に「宗教」の概念を明らかにする必要がある。

憲法上最大限の保障が要請される信教の自由の性格に鑑み、「宗教」を定義することは確かに好ましいものではないかもしれない。しかし、具体的な権利の対立が存在する以上、裁判所は法を適用することによって終局的な問題解決を図らなくてはならず、「宗教」の概念を示さなくてはならないと考えられる。

2．統一の基準と個別具体的検討

判例の変遷が示すように、「宗教」の概念は統一的な定義づけがされていない。この点、統一的な定義が示されていないと、憲法による保障範囲が明確ではなく、信仰に対して萎縮的な効果をもたらすと論じるものもある。確かに、「宗教」を統一的に定義することは、予測可能性といった法的要請からも必要である。さらに、判例の変遷の中でも一部見てとれるところであるが、統一的な定義が示されない場合、社会背景や時の権力によって恣意的な運用がされる恐れがある。しかし、本来の修正第1条制定の理念は、信教の自由の確保と宗教的少数者の保護にある。したがって、統一的な基準を示すことは、さまざまな信仰体系やこれから現れるであろう新しい信仰体系にとって不利な立場を強いることにもなりかねない。それこそ信仰に対する萎縮的効果をもたらすものであり、修正第1条の理念が埋没する恐れがある。したがって、すべての人に受け入れられ、今後も新たに台頭してくるであろう信仰体系に対して統一的な基準を示す事は不可能であると考えられてきた。

このような背景から、裁判所は、個々の事例に対して個別具体的に宗教の概念を定義してきた。個別具体的な検討は個々の信仰体系を尊重できるという長所があるが、その検討方法によっては恣意的な検討も可能であり修正第1条の理念を埋没させかねないという課題もある。

3．類似性による解釈の課題

個別具体的な判断を通して、連邦最高裁は、「宗教」の概念を有神論による判断から類似性による判断へと発展させ、有神論に立脚しない個人の信念等にも、宗教との類似性との比較によって「宗教」としての位置づけを認めてきた。

類似性による比較から「宗教」を定義するときに、比較の対象は既存の宗教体系である。その比較の基準が「主観的」で「機能的」なものを重視する立場であれば、多くの信仰体系や信念を「宗教」として憲法上保障することが可能である。しかし、外観や形態といった「形式的」なものに判断の重点が置かれると、必然的に伝統的宗教のように形式的、体系的に整っていないような宗教や信念に対しては憲法上の保障が及ばないことになる。

*Thomas*判決で「当事者の信念がより教養のある人の用いるであろう明快さと正確さを備えていないことを理由に宗教的信念を事細かに分析することを裁判所がなしてはならない」と論じていることは、形式的な判断基準を採用することに対する危惧であるようにも考えられる。

Seeger、*Welsh*両判決で示された「宗教」の概念に対する主観的なアプローチは、少数者の保護を目的とした修正第1条の目的に適ったアプローチである。なぜなら、当事者の「主観」を重視することによって、より本人の意思を尊重できるからである。したがって、類似性の検討による「宗教」の概念の定義づけは、「形式」の類似性よりも、「主観」を重視した「機能」の類似性を強調する方向に働かなければならないと考えられる。*Seeger*判決で「宗教的な役割を果たしているか」⁸⁰と論じているのは、まさに主観的アプローチに従って、宗教的な「機能」としての側面を重視した判決といえるだろ

う。

4．総括

連邦最高裁は「宗教」の概念の解釈基準として、類似性の比較によるアプローチを導入するに至った。しかし、先にも触れた通り類似性や共通点を検討する際に、伝統的宗教の「外観」や「形態」および客観的「質」といった「形式的」なものを基準とすれば、修正第1条で保障される「宗教」は必然的に既存の「伝統的な信仰体系」と類似したものに限定される。しかしながら、現在の信仰体系には崇拜の対象や形式そして目的など、既存の宗教とは似ても似つかぬものも存在し、形式的アプローチでは限界がある。そこで、形式的な比較によらず、主観的な側面から「機能」を重視する判断の方が、より修正第1条の理念に適っている。しかし、この類似性の比較による主観的アプローチにも、客観的基準が存在しないため、いたずらに修正第1条でいう「宗教」の概念を拡張してしまうという弊害もある。確かに、修正第1条は法の免除等の特別な利益を与えるわけであるから、その判断は慎重でなくてはならない。ただ、弊害があるからといって、既存の伝統的宗教形態との「形式的」比較に陥ってはならない。修正第1条の目的は、宗教を排除するものではなく、あくまでも信教の自由の確保と宗教的少数者の保護であるからである。

主観的アプローチによって生じうる弊害は、事例によって個別具体的に検討すれば足りることである。もちろん、具体的検討の中で社会背景や国家政策に追随した判断は許されず、修正第1条の目的が宗教的少数者の保護にあることを忘れてはならない。

このような観点から、修正第1条における「宗教」の概念は、主観的な基準を重視しつつ、より広義に解釈するべきである。それが信教の自由の確保と宗教的少数者の保護を目的とした修正第1条の理念に適っているからである。

註

¹ 世俗的ヒューマニズム、人間至上主義、無神論、物質至上主義等と訳される。米国では「リベラル派」などを中心に、このような価値観を持つものが多く、道徳的荒廃を懸念する声も強い。それらの対極が「キリスト教原理主義」と呼ばれ、相互の根強い意見対立がある。最近では、政治の間にもこの対立が持ち込まれている。

² [Pat Robertson]：70年代から活動しているキリスト教極右派の指導者。

³ *Newdow v. U.S. congress* (328 F.3d 466).

⁴ 連邦議会下院は圧倒的賛成多数で判決への抗議決議を採択している。また大統領みずからも「おろかな判決」と述べるなど司法の判断に行政や立法が非難するという異例の事態が生じた。

⁵ 判決では、管轄内の9州(アラスカ、アリゾナ、カリフォルニア、ハワイ、アイダホ、モンタナ、ネバダ、オレゴン、ワシントン)の公立学校での朗読を続けることに90日間の猶予が与えられた。教育委員会から連邦最高裁へ90日以内に上告されれば、判決までの間のサンフランシスコ連邦高裁の判決を留保するとの判決がされた(pending decision)。

⁶ MICHAEL A. NEWDOW, Plaintiff-Appellant, v. U.S. CONGRESS; UNITED STATES OF AMERICA; GEORGE W. BUSH, President of the United States; STATE OF CALIFORNIA; ELK GROVE UNIFIED SCHOOL DISTRICT; DAVID W. GORDON, Superintendent EGUSD; SACRAMENTO CITY UNIFIED SCHOOL DISTRICT; JIM SWEENEY, Superintendent SCUSD,

Defendants-Appellees (United States Court of Appeals for The Ninth Circuit, No. 00-16423).

⁷ 司法が宗教を定義することは、司法が宗教を認定することと同様の効果を生み国教樹立禁止条項に違反するという懸念がある。

⁸ 98 U.S. 145 (1879). 以下本件を *Reynold* 判決とする。

⁹ モリル (Morrill) によって提唱された諸法案で多くの分野の法を含んでいた。重婚禁止法もモリル法によって規定されている。(Morrill Act)

¹⁰ *Id.* at 164.

¹¹ *Id.*

¹² 144 U.S. 333 (1890). 以下本件を *Davis* 判決とする。

¹³ Edmands Law (1883).

¹⁴ Edmands-Tucker Law (1887).

¹⁵ 米国大統領選挙の選挙人に就任。本件で当事者は一夫多妻の実践者であったため選挙権が剥奪されていた。

¹⁶ *Id.* at 342.

¹⁷ *Id.*

¹⁸ *Id.*

¹⁹ *Id.* at 344.

²⁰ *See also*, Late Corporation of the Church of Jesus Christ of Latter-Day Saints v. United States 136 U.S. 1,4 (1890).

²¹ 283 U.S. 605 (1931). 以下本件を *Macintosh* 判決とする。

²² Selective Draft Act (1917).

²³ 283 U.S. 605,616-17 (1890).

²⁴ *See, Id.* at 628.

²⁵ *Id.* at 633-34.

²⁶ 367 U.S. 488 (1961). 以下本件を *Torcaso* 判決とする。

²⁷ *Id.* at 489.

²⁸ *Id.*

²⁹ *Id.* at 495.

³⁰ 380 U.S. 163 (1965). 以下本件を *Seeger* 判決とする。

³¹ Universal Military and Training Act (1948).

³² 以下本条項を 6 条 J 項とする。

³³ *Id.* at 170.

³⁴ *Id.* at 165.

³⁵ *Id.*

³⁶ *Id.* at 173.

³⁷ ここにいう「神」、「絶対者」はキリスト教の信仰に限るものではない。そのことは 6 条 J 項制定の背景からあきらかである。

³⁸ 6 条 J 項制定の背景については United States v. Seeger 380 U.S. 163 ,170 (Back ground of 6(j)) に詳しい記述がある。

³⁹ *Id.* at 165.

⁴⁰ 398 U.S. 333 (1970). 以下本件を *Welsh* 判決とする。

⁴¹ *Id.* at 340.

⁴² *Id.*

⁴³ *Id.* at 343.

⁴⁴ 534 U.S. 982 (1971). 以下本件を *Gillette* 判決とする。

⁴⁵ *Id.* at 439.

⁴⁶ *Id.* at 439-40.

⁴⁷ *But e.g., Id.* at 461.

⁴⁸ *See, Id.* at 468-69 (Douglas, J., Dissenting).

⁴⁹ *Id.* at 989-90.

50 *Id.*

51 343 U.S. 306 (1952).

52 *Id.* at 320 (Black, J.,dissenting). *See also*, 401 U.S. 437, 468.

53 406 U.S. 205 (1972). 以下本件を *Yoder*判決とする。

54キリスト教の再洗礼派に属する一宗派。現代文明を受け入れず、現在でも電気や自動車を使用しない生活を送る。その多くは、米国のペンシルベニア州に生活している。アーミッシュとも呼ばれる。

55 [Henry David Thoreau] : (1817 - 1862) アメリカの思想家・随筆家。エマーソンの影響を受け、ウォールデン湖畔に隠棲して自然の中の人間の姿を思考したといわれる。本件では、このソローの生活を引き合いに出してアンマン派信徒の生活に根ざした宗教観を考慮する題材としている。

56 *Id.* at 215-16.

57 *Id.*

58 *Id.*

59 *Id.* at 248.

60 *Id.* at 249.

61 連邦最高裁の判事は、大統領によって任命されるため、大統領が任命にあたって自分と理念が同じであり、自己の政策遂行に有利な判決を下す判事を選ぶ傾向がある。

62 Jeffrey L.Oldham, *Definition of Religion*, 6 Tex.Forum Civ. Lib & Civ. R. 117, at 135-36 (2001).

63 450 U.S. 707 (1981). 以下本件を *Thomas*判決とする。

64 *Id.* at 710-11. インディアナ州では辞職した場合には失業保険給付が認められていなかったため、原告は「宗教的」信念が命ずるところの辞職であり、失業補償給付の拒否は修正第1条における宗教の自由な活動条項に違反していると主張して本件を争った。

65 *Id.* at 713.

66 *Id.* at 715.

67 *Id.* at 714.

68 *Id.* at 715.

69 *Id.*

70 *Welsh v. United States*, 398 U.S. 333,340 (1970).

71 505 U.S. 577 (1992). 以下本件を *Lee*判決とする。

72 *Id.* at 586.

73 *Id.* at 581.

74 *Id.* at 582-83.

75 祈り行為はすべての宗教にとって存在するものではなく、拘束された時間に行われる祈り行為は有神論的宗教体系を持たない信仰あるいは無信仰のものに、信仰を強要することである。

76 *United States v. Seeger*, 380 U.S. 163, 340 (1965).

77 *Id.* at 185.

78 *Welsh v. United Statute*, 398 U.S.333,339 (1970).

79 Jeffrey, *Supra* note,130 at 136.

80 *Id.* at 339.